

短期入所生活介護サービス利用契約書

ご利用者 _____ を甲とし、
事業者 社会福祉法人 葆光会 を乙とし、

下記のとおり短期入所介護サービス利用契約を締結します。

第1条（短期入所生活介護サービスの目的）

乙は甲に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条（甲の要介護状態区分等）

1. 甲の契約日時点における要介護状態区分は 要介護 です。
2. その要介護認定の有効期間は
令和__年__月__日から令和__年__月__日までです。
3. 被保険者証に記載された認定審査会意見は次のとおりです。

（意見の記載がないときは、斜線を引く）

4. 甲は、短期入所生活介護サービスを受けるつど乙に被保険者証を提示し、乙は、この被保険者証により、甲の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間および認定審査会意見を確認します。
5. 甲と乙とは、この契約が更新される毎に、更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間および認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付するものとします。

第3条（事業者および施設）

1. 乙は、介護保険法令に基づいて、愛知県知事から指定を受けた指定短期入所生活介護事業者です。
2. 施設の概要および職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条（契約期間）

1. この契約の期間は、
令和__年__月__日～令和__年__月__日とします。

ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2. この契約は契約満了日の30日以上前までに、甲から書面による更新拒絶の申出がない場合、自動更新され、以降も同様とします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第5条（短期入所生活介護サービスの基本内容）

1. 乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に、乙の運営する第3条の施設において、短期入所生活介護サービスを提供します。なお、サービスの内容については、別紙「重要事項説明書」記載のとおりです。
2. 乙は、介護保険給付短期入所生活介護サービスとして、①排せつ、入浴、食事等の介護その他の日常生活上の援助、②健康管理、③相談及び援助を提供できます。
3. 乙は、介護保険給付外短期入所生活介護サービスとして、①食事の提供、②理美容、③レクリエーション行事等を提供できます。

第6条（短期入所生活介護サービスの基本方針）

1. 乙は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、甲の心身状態、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。
2. 乙は、甲の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、短期入所生活介護サービスの目標を設定し、第8条に規定する短期入所生活介護計画が作成されたときはこれに基づき、そうでない場合は居宅サービス計画にそって、計画的にサービスを行います。
3. 乙は、提供する短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって短期入所生活介護サービスの提供を行います。
4. 乙は、甲の被保険者証に認定審査会の意見が付されているときは、それに配慮してサービスの提供を行います。
5. 乙は懇切丁寧を旨としてサービスを提供するよう努め、本条のサービスの提供にあたって甲および甲'（この契約上甲'がないときは甲の家族）から説明を求められたときは、提供方法等についてわかりやすく説明します。

6. 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合をのぞき、甲の身体を拘束しあるいはその他甲の行動を制限することはありません。

第7条（他のサービス提供者との連携）

乙は、甲に対して短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第8条（短期入所生活介護計画の作成・変更）

1. 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身状況や希望およびそのおかれている環境を踏まえて、他の短期入所生活介護従業者と協議の上で速やかに、短期入所生活介護計画を作成します。
2. 短期入所生活介護計画には、短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容にそって作成します。
4. 乙は、短期入所生活介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があった場合も同様です。
5. 甲は乙に対し、いつでも短期入所生活介護計画の内容を変更するよう申出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要がないときまたは変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望に添うように計画を変更します。
6. 乙は、短期入所生活介護計画を作成または変更したときには、甲および甲'（この契約上甲'がないときは甲の家族）に対しその内容を説明し、甲の同意をえます。

第9条（居宅サービス計画変更の援助）

乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第10条（甲の短期入所生活介護サービス利用）

1. 乙が提供する短期入所生活介護サービスのうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、短期入所生活介護サービス利用申込のつど、甲と乙との文書による合意により決めるものとします。
2. 甲が乙の提供する短期入所生活介護サービスを受けようとする場合には、甲は、利用を希望する期間の初日の2か月前から、乙に対して利用する期間を明示して申込むものとします。これに対して乙は、居室が確保できないなど施設運営に著しい

支障をきたさない限り、甲の利用を断ることはできません。

3. 乙は、前項後段において甲の利用を断る場合にあっては、甲の利用する居宅介護支援事業者への連絡等必要な措置を講じます。
4. 甲は、乙の施設を利用するにあたって、別紙「重要事項説明書」記載の留意事項および別に乙が定める施設管理規程にしたがいます。

第 11 条（居室の利用）

1. 乙が甲に提供する居室は、短期入所生活介護サービス利用申込のつど、甲と乙との合意により決定するものとします。
2. 入所後、甲から居室の変更の申出があった場合で乙がその申出を相当と認めたとき、または乙が施設運営上特に必要と認めたときには、居室の変更を行います。

第 12 条（健康管理）

乙は、常に甲の健康状態に留意するとともに、看護職員による健康相談を行います。

第 13 条（相談および援助）

乙は、常に甲の心身の状況、そのおかれている環境等を的確に把握し、甲およびその家族に対して心配事や悩みについての相談および援助に努めます。

第 14 条（財産の保全・管理）

乙は、甲から金銭その他の財産について預ったり管理することはできません。

第 15 条（短期入所生活介護サービスの提供記録）

1. 乙は、甲に対して短期入所生活介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
2. 乙は、甲に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 5 年間保存します。
3. 甲または甲'（この契約に甲'がないときは甲の家族）は、乙に対し、いつでも 1 項に規定する書面その他乙が作成した甲の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録の閲覧および謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、乙は甲または甲'（この契約に甲'がないときは甲の家族）に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第 16 条（利用者負担金及びその変更）

1. 乙は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。
2. 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、乙は甲に事前に説明します。

3. 乙は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、甲の同意を得ます。
4. 乙が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、甲に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第17条（利用者負担金の支払い）

1. サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の1割～3割をお支払いいただきます。
2. 保険料の滞納などにより、サービス費の1割～3割の利用者負担金で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
3. 乙は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月末までに甲に請求し、甲は次の方法により支払います。
 - ① 事前に登録した金融機関の口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は現金による支払いで対応する）
 - ② 現金による支払い

第18条（利用料の滞納）

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく3か月以上滞納した場合において、乙が甲に対して2週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払がないとき、乙は、全額の支払があるまで甲の利用をお断りすることがあります。

第19条（秘密保持）

乙は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わる者の重大な責務と考えます。

乙が保有する利用者等の個人情報に関し適正な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼をうるために、自主的な規則及び体制を確立し、個人情報に関連する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることとします。

1. 乙および乙のサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由がなく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、以下の場合に限り甲に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
 - ① 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合

- ② 上記(①)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- ③ 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合
- ④ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- ⑤ 事業所内の広告物又は家族会での説明等の場合

3. 甲は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第20条（損害賠償）

1. 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、乙の故意または過失により、事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その損害を賠償する責任を負います。

ただし、甲に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。

2. 乙は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- ① 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 甲が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 甲が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第21条（契約の終了）

次の各号の一に該当するときは、この契約は終了します。

- ① 甲が、要介護認定更新において自立又は要支援1及び2と認定された場合
- ② 甲が、死亡した場合
- ③ 甲が、第22条にもとづき契約の解除を通告した場合
- ④ 乙が、第23条第1項にもとづき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合
- ⑤ 乙が、第23条第2項にもとづき契約の解除を通告した場合
- ⑥ 甲が、病院または診療所に入院した場合

第22条（甲の契約解除）

甲は、現に短期入所生活介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

第 23 条（乙の契約解除）

1. 乙は、次の各号に該当する場合には、この契約を解除できます。ただし、乙は 7 日間の予告期間をおくものとします。
 - ① 第 18 条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合
 - ② 甲が故意に法令や施設管理規程等に違反しあるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合
2. 乙は、次の各号に該当する場合には、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除できます。
 - ① 甲及び甲との同居生活者が、感染性疾患により治療が必要である場合
 - ② 甲の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合

第 24 条（苦情処理）

1. 甲またはその家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも乙に対し苦情を申立てることができます。
2. 甲は、介護保険法令にしたがい、市町村および国民健康保険団体連合会等機関に苦情を申し立てることができます。
3. 乙は、甲またはその家族が 1 項または 2 項の苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何らの差別待遇もいたしません。
4. 甲またはその家族が苦情申立があった場合は、乙は迅速かつ適切に対処し、サービスの向上および改善に努めます。

第 25 条（緊急時の対応）

乙は、介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関等と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

第 26 条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、甲と乙とが協議して定めるものとします。

以上の契約の証として本契約書を 2 通作成し、甲および乙は署名または記名、押印の上、各自 1 通ずつ所持します。

令和_____年_____月_____日

ご利用者（甲） _____

私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。

私はこの契約書の定めるところに従い、貴施設における各種サービスの利用を申し込みます。

住 所	〒□□□-□□□□		
氏 名			印
電話番号	() -	FAX	() -

署名代理人（甲'） _____

私は本人の契約意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

本人との関係		署名を代行 した理由	
住 所	〒□□□-□□□□		
氏 名			印
電話番号	() -	FAX	() -

サービス事業者（乙） 社会福祉法人 葆光会

当事業者は、指定短期入所生活介護事業者として甲の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

所 在 地	〒464-0018 名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地		
名 称	社会福祉法人 葆光会		
代表者名	理事長 加藤良三		印
電話番号	(052) 722 - 2232	FAX	(052) 722 - 2239